

議第72号

辺地に係る総合整備計画（宕陰地域）の策定について

辺地に係る総合整備計画（宕陰地域）を次のように定める。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

辺地に係る総合整備計画（宕陰地域）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

京都市右京区嵯峨嵯原及び嵯峨越畑

(2) 地域の中心の位置

京都市右京区嵯峨嵯原若宮下町14番地

(3) 辺地の人口

226人

(4) 面積

8.238平方キロメートル

(5) 辺地度数

104点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は、京都市の西部に位置しており、北は南丹市に、南や西は亀岡市に隣接する山間地である。京都市右京区に属し、右京区役所から約20キロメートルの距離にある。

当該辺地を貫く府道京都日吉美山線は、北側は南丹市神吉地域に、南側は亀岡市を経て右京区水尾地域へ通じており、府道沿いに集落が形成されている。

また、府道京都日吉美山線と接続する国道477号は、亀岡市や南丹市、右京区京北地域に通じている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地においては、光ファイバを利用したインターネットサービスが提供されていないため、こうしたサービスが提供されている都市部やその他の山間地域との間で情報格差が生じている。

この格差を解消することで、移住・定住の促進や産業振興、安心・安全の向上などを図り、地域活性化の契機とするため、通信事業者による光ファイバ網の整備等を支援する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成29年度までの2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設	京都市	97,000	4,000	93,000	89,000

提案理由

辺地に係る総合整備計画（宕陰地域）を定める必要があるので提案する。